

平成18年度「魅力ある大学院教育」イニシアティブ 採択教育プログラム 事業結果報告書

教育プログラムの名称 : 法理論創造時代における法学研究者養成
 機関名 : 早稲田大学
 主たる研究科・専攻等 : 大学院法学研究科 民事法学専攻
 取組実施担当者名 : 榎澤 能生
 キーワード : 比較法、外国法、公法学、刑事法学、民事法学

1. 研究科・専攻の概要・目的

早稲田大学法学研究科は、博士前期課程（修士課程）において公法学・民事法学・基礎法学の三専攻、後期課程においては公法学・民事法学の二専攻から構成されており、学生数は、前期（修士）課程 116名、博士後期課程 135名、であり、教員数は120名となっている。本研究科は、これまでも普遍的な法学理論の学問的追究を基本指針としつつ、本学の建学の精神を堅持して、在野的な感覚の法学研究者・法曹実務家・公務員等を多数輩出してきた。

2. 教育プログラムの概要と特色

本教育プログラムは、グローバル化による社会変動に対応できる、新たな法理論を創造する能力を備えた法学研究者の育成を目的とした。創造性は、基礎的学力・学識の修得という前提があってはじめて発揮される。本教育プログラムでは、この基礎的学識の具体的内容を、特に（1）法学方法論と法概念に関する学識、（2）法の比較研究能力の二つに置いた。本教育プログラムによって養成されるべき人材像は、この双方を身に着けて本格的な理論研究を展開できる、いわば基礎体力を持った研究者であり、外国法研究を通じて、それとの比較の中で日本法を位置づける能力のみならず、日本の法理論を、外国の研究者にその国の言葉で理解させることができる能力を備えた法学研究者である。このような研究者が、法実務に指針を与える、法と法理論創造の担い手となることを期待するものである。

この目的を実現すべく、以下のプログラムを準備した。

（1）「法学理論」教育プログラム：①法学の基礎学識を教授するカリキュラムを博士前期課程で展開する。法の解釈が、単なる芸芸 Kunst ではない学問的営為 Wissenschaft に他ならないことを前提とし、その方法論的基礎を教授すること、実定法や法律学を構成する法の基本概念は、単なる法技術上の意義のみならず、その背

後に深遠な思想史的背景をもっており、その歴史の絵巻物を紐解き、法概念に通底する根源的思想を教授すること、これにより、現代における思想的裏づけを欠いた法概念の使用を批判的に分析する能力を培う。また法現象を、社会構造全体との関連で捉え、両者をいわばセットとして把握し、これを比較する、外国法学・比較法学の研究能力の向上を図る。

② グローバル化による社会変動により、新たな挑戦を受けている法律学は、各法領域でいかなる法理論創造の課題を突きつけられているか、また法理論は法実務にいかなる影響力を行使しうるのか、両者の関連如何、といった論点を中心に議論する「法学理論」教育プログラム研究会を定期に開催する。

③ 上記研究会の中間総括として国内シンポジウムを開催し、全体総括として国際シンポジウムを開催する。

（2）「海外派遣支援」教育プログラム：学生を海外に派遣してリサーチをさせるための基礎的能力を陶冶するためのプログラムである。①語学力向上プログラム（ドイツ語・英語・フランス語）留意事項を踏まえて、まず外国語の聞き取り、口頭表現、司会、アカデミックライティングそれぞれの能力を向上させるカリキュラムを設置する。②独・仏・英・米から法学研究者を招聘し、各国における「法学」の歴史と原理について、セミナーを開催する。

（3）「比較の中の日本法」教育プログラム：従来早稲田大学法学研究科では、博士後期課程への進学に際して2ヶ国語の外国語科目試験を課す（5年一貫制への移行に伴い廃止）など、外国法研究の教育に力を入れてきた。その成果として外国法の知見を持った多くの研究者を輩出し、日本における比較法理論研究に大きく寄与してきた。今後はこの基礎の上に立って、比較法的視座に裏打ちされた日本の法理論を、外国語で発信することのできる研究者の育成を目指す。そのため、①博士課程に在学する学生を中心として、海外で研究リサーチを行うことを支援する、「博士論文海外リサーチ支援」プログラムを

展開する。学生はこの成果を博士論文に反映させ、その水準を向上させる。②「海外院生ワークショップ」プログラム：学生が研究テーマに関して海外で報告をし、それをめぐって海外の研究者院生と議論をするワークショップを実施する。自分の研究の発信力を高めるプログラムである。

「履修プロセスの概念図」

前期（修士課程）
①4月：科目履修指導：専修科目＋それ以外の科目＋法研共通科目＋語学能力向上科目
②2年次7月「修士論文中間報告会」＋修士論文指導審査委員会（指導教授＋2名の教員）による論文指導
③修士論文審査ならびに後期課程進学判断
後期
①1年次7月（を目処）に「博士論文計画報告会」「博士論文計画書」執筆に着手
②1年次翌3月「博士論文計画書」提出。同月、「博士論文指導教員」3名による「博士論文計画書」の審査。
③2年次12月（を目処）に「中間報告・審査会」
④この間に「博士論文提出資格試験（語学試験）」を毎年一回実施。
⑤3年次7月（を目処）に「最終報告・審査会」
⑥上記審査合格を要件として、3年次10月論文提出

3. 教育プログラムの実施状況と成果

(1) 教育プログラムの実施状況

① 法学理論教育プログラム：2007年度前期に「法学の基礎Ⅰ（法と社会の比較）」、後期に「法学の基礎Ⅱ（法の基本概念・責任）」の二つの新設選択科目（それぞれ2単位・オムニバス形式）を研究科共通科目として設置した。登録者は、法学の基礎Ⅰが26名、基礎Ⅱが24名であった。非登録者も少なからず参加した。両科目の詳細は、表1および表2のとおりである。

② 語学力向上プログラム（ドイツ語・英語・フランス語）を表3のとおり実施した。

③「法学理論」教育プログラム研究会の実施主体として、委員会（委員会構成は、学外研究者を9名含む計23名）を設置した。この委員会を中心に、研究者と学生が参加する研究会を表4のように計10回開催した（写真1は、第5回研究会の様子）。それぞれの法分野における理論的問題点をめぐり、活発な討論がなされた。

表1. 法学研究の基礎Ⅰ

	授業日	内容	担当者
第1回	4.11	イントラダクション	棚澤 能生
第2回	4.18	イギリスの「法と社会」 1	戒能 通厚
第3回	4.25	イギリスの「法と社会」 2	三木 妙子
第4回	5. 2	アメリカの「法と社会」 1	三枝 健治
第5回	5.11	アメリカの「法と社会」 2	宮川 成雄
第6回	5.16	ドイツの「法と社会」 1	秋山 靖浩
第7回	5.23	ドイツの「法と社会」 2	西原 博史
第8回	5.30	フランスの「法と社会」 1	中村 紘一
第9回	6. 6	フランスの「法と社会」 2	今関 源成
第10回	6.13	中国の「法と社会」 1	小口 彦太
第11回	6.20	中国の「法と社会」 2	田中 信行
第12回	6.27	ロシア・東欧の「法と社会」	早川 弘道
第13回	7. 4	「比較法学」方法論	戒能 通厚
第14回	7.11	比較「法と社会」論	廣渡 清吾
第15回	7.18	「比較国制史論」	水林 彪

表2. 法学研究の基礎Ⅱ

	授業日	内容	担当者
第1回	10. 3	「責任」について	笹倉 秀夫
第2回	10.10	「法的責任」の沿革	原田 俊彦
第3回	10.17	私法上の責任 1 (不法行為)	藤岡 康宏
第4回	10.24	私法上の責任 2 (契約責任)	藤岡 康宏
第5回	10.31	私法上の責任 3 (無過失責任)	浦川道太郎
第6回	11. 7	私法上の責任 4 (家族の責任)	棚村 政行
第7回	11.14	私法上の責任 5 (商法上の責任)	箱井 崇史
第8回	11.21	刑事責任 1	曾根 威彦
第9回	11.28	刑事責任 2	松澤 伸
第10回	12. 5	国家・公共団体の責任 1	岡田 正則
第11回	12.12	国家・公共団体の責任 2	岡田 正則
第12回	12.19	国際法上の責任 1	河野真理子
第13回	1. 9	国際法上の責任 2	河野真理子
第14回	1.16	民事訴訟法上の責任	榎 善夫
第15回	1.23	刑事訴訟法上の責任	寺崎 嘉博

表3. 語学力向上プログラム概要

	2006年度		2007年度	
	実施期間・時間数	受講数	実施期間・時間数	受講数
英語	第1回 (2007.1.19～2007.2.14) 2クラス×5日間×2時間	22	アカデミックライティング講座 (2007.5.16～2007.8.1) 1クラス×12日間×2時間	11
	第2回 (2007.3.7～2007.3.15) 1クラス×5日間×2時間			
フランス語	第1回 (2007.1.16～2007.2.13) 1クラス×5日間×2時間	5	第1回 (2007.5.15～2007.7.31) 1クラス×12日間×3時間	6
	第2回 (2007.3.5～2007.3.16) 1クラス×5日間×2時間	3	第2回 (2007.11.6～2008.2.12) 1クラス×5日間×3時間	5
ドイツ語	2007.2.5～2007.3.24 1クラス×15日間×6時間	19	2007.9.20～2007.9.29 1クラス×6日間×6時間	5

表4. 法学理論教育プログラム研究会

	日時	テーマ	報告者	所属
第1回	2006年10月14日	シンポジウム「大学院における研究者養成」の総括と今後の制度設計	棚澤 能生	早稲田大学
		学術会議第2部会報告の総括	曾根 威彦	早稲田大学
		マッコーリ大学 (Macquarie University) 博士課程プログラムの概要	澤田 敬司	早稲田大学
		「法学理論教育プログラム」の課題 -ひとつの試み-	藤岡 康宏	早稲田大学
第2回	2006年11月25日	「民法の体系の歴史的考察」	小川 浩三	桐蔭横浜大学
		「魅力ある」刑事法学の研究指導体制について	田口 守一	早稲田大学
第3回	2006年12月16日	民事手続法の研究と教育 -法科大学院設立後の民事手続法研究者育成の一つの方向-	河野 正憲	名古屋大学
		法理論と法実務の架橋	浜辺陽一郎	早稲田大学
第4回	2007年2月3日	未弘巖太郎とグローバル化時代の民法学	瀬川 信久	北海道大学
		刑法の解釈方法論について——機能主義刑法学の視点から	松澤 伸	早稲田大学
第5回	2007年4月21日	自由市場と公権力 -企業社会において行政法理論が果たす役割	岡田 正則	早稲田大学
		企業、金融・資本市場の変化がもたらす法創造とは?	上村 達男	早稲田大学
第6回	2007年6月23日	民法研究における法の比較と歴史—現行法の立ち位置の相対化	河上 正二	東北大学
		イングランド法の特殊性と比較法 -シュガーマン理論と土地法を中心に	戒能 通厚	早稲田大学
第7回	2007年7月21日	レオ・シュトラウスとリベラル・デモクラシー	長谷部恭男	東京大学
		人文主義の近代・理科主義の近代	笹倉 秀夫	早稲田大学
第8回	2007年10月27日	法理論教育・研究者養成のあり方と非司法試験科目—「社会保障法学」の視点から	菊池 馨実	早稲田大学
		法理論教育・研究者養成の現状に対する若干の問題提起 - わが国による海商法継受とその後の展開から -	箱井 崇史	早稲田大学
第9回	2007年11月17日	公共信託としての環境—市民訴訟は機能しているのか	藤倉皓一郎	同志社大学
		行政法における公と私	塩野 宏	東京大学
第10回	2008年1月26日	刑事司法と修復的司法—2つのジャスティス	高橋 則夫	早稲田大学
		国際公益の実現における国際裁判の課題	河野真理子	早稲田大学



写真1. 第5回「法学理論」教育プログラム研究会

④「法学理論」教育プログラム研究会の中間的総括として、平成19年3月に、国内シンポジウムを開催した。そのプログラムは、表5のとおりである。

表5. 国内シンポジウムプログラム

「法学理論教育と研究者養成 一課題と実践」

10:00	主催者挨拶 早稲田大学常任理事 清水 敏
10:10	基調報告 「法学研究者養成について」 関西学院大学 田中成明 「早稲田大学における法学研究者養成の教育体制について」 早稲田大学 曾根 威彦 早稲田大学 藤岡 康宏
12:00	休憩
13:30	パネルディスカッション コーディネーター 早稲田大学 河野真理子 榑澤 能生 第一部 パネリスト 慶應義塾大学 加藤 久雄 名古屋大学 定形 衛 早稲田大学 田口 守一 東京大学 広渡 清吾 北海道大学 真壁 仁 同志社大学 三井 誠 休憩 14:30~14:45 第二部 パネリスト 基調報告者、第一部パネリスト
16:45	まとめ 早稲田大学 戒能 通厚
17:00	



写真2. 国内シンポジウム

⑤招聘研究者（Eric Feldmann、Thomas Meier、Rolf Knieper、Lawrence Friedman、Martin Loughlin、Jan Schröder、梁慧星）によるセミナーを実施した（表6）。

表6. 海外招へい者セミナー・ワークショップ実施状況

招へい者	実施日	テーマ
Eric Feldmann	2007. 1. 29 ～ 2007. 1. 31 2007. 3. 5	LAW,CULTURE, AND CONFLICT:A COMPARATIVE APPROACH
Thomas Meier	2007. 7. 10	スイス農業政策の展開と連邦 農民土地法改正
Rolf Knieper	2007. 10. 23	法理論が持つインパクト ～学問理論と実務の関係から
Rolf Knieper	2007. 10. 24	ドイツ私法のヨーロッパ化
Rolf Knieper	2007. 10. 26	法の基本概念
Lawrence Friedman	2008. 2. 29	アメリカにおける合衆国裁判 所
Martin Loughlin	2008. 3. 4	現代イギリス公法の理論動向
Martin Loughlin	2008. 3. 5	公法学における歴史的方法
Jan Schröder	2008. 3. 5	ヨーロッパにおける法学方法理 論の歴史
梁 慧星	2008. 2. 29	中国民法を語る



写真3. R.Knieper 教授による「法の基本概念」セミナーの様子

⑥博士論文海外リサーチ支援プログラムにより、20人の院生を選抜し、海外へ派遣した。概要は表7のとおりである。なお海外リサーチ報告会を平成19年6月30日、および平成20年5月17日に開催した。

表7-1. 博士論文海外リサーチ派遣一覧

1) 2006年度

	研究課題または博士（修士）論文テーマ	行先
1	国際法におけるEC法の位置づけ	ドイツ
2	行政調査の法と実態 — フランスにおける税務調査の研究—	フランス
3	建物の区分所有関係における区分所有者の権利と合意形成	ドイツ
4	スウェーデンにおける株式所有と会社支配メカニズム	スウェーデン
5	中国における農村土地請負経営権をめぐる研究	中国
6	信認関係fiduciary relationshipと契約関係の違いについて	アメリカ
7	アメリカにおける司法審査制の生成を法制史的観点から再検討し、過去・現在の連邦司法部に通底する伝統を探求する。その過程において、裁判所の役割と法の支配の意義を明確にすることを目的とする。	アメリカ
8	直接支払い制度と構造政策の比較研究	スイス
9	欧州共同体権限領域に置ける欧州人件条約機構の権限についての考察	ベルギーほか
10	国際刑法における立法論及び解釈論上の諸問題	ドイツ

表7-2. 博士論文海外リサーチ派遣一覧

2) 2007年度

	研究課題または博士（修士）論文テーマ	行先
1	議会制と環境リスク	ドイツ
2	公益事業へのEC競争法の適用	イギリス
3	中国物権法における用益物権の比較研究	中国
4	ドイツの介護現場におけるドイツ世話法の実践についての研究	ドイツ
5	アメリカにおける司法的伝統と法の支配	アメリカ
6	国際刑法における立法論及び解釈論上の諸問題	フランス
7	・スウェーデン株式会社法 ・スウェーデンにおける会社支配 ・支配株主によるコーポレート・ガバナンス	スウェーデン
8	スイスにおける農地制度	スイス
9	公認会計士監査の意義と責任	ドイツ
10	オランダにおける「寛容」の歴史的生成過程とその特質	オランダ

⑦日米若手研究者合同セミナー、ならびに日独院生合同セミナーを、それぞれカルフォルニア大学アーバイン校、ベルリン自由大学で実施した。概要は表8のとおりである。

表8-1. 海外の大学との合同セミナー実施状況

	日米若手研究者 合同セミナー	日独院生 合同セミナー
開催場所	カリフォルニア大学アーバイン校	ベルリン自由大学
開催期間	2007. 10. 31~11. 4	2008. 3. 10~3. 12
テーマ	企業をめぐる法と社会 — 比較研究の視点から	日独における法と社会
参加者数	早稲田側 6人 アメリカ側 5人	早稲田側 5人 ドイツ側 15人

表8-2. 日独院生合同セミナー

Deutsch-Japanisches Doktorandentreffen in Berlin
zwischen den Doktorandinnen und Doktoranden des FB Rechtswissenschaft der Freien Universität Berlin und der Waseda Universität, Tokyo, Graduate School of Law
am Montag, den 10. März und Dienstag, den 11. März
2008
in der Bibliothek für Deutsche Rechtsgeschichte,
Boltzmannstr. 1, 14195 Berlin
im Rahmen des Förderungsprogramms „Initiatives for Attractive Education in Graduate Schools“ vom japanischen Ministerium für Ausbildung, Kultur, Sport, Wissenschaft und Technologie und Japan Society for the Promotion of Science (JSPS)

Programm

Montag, 10. März 2008
10:30-11:30 Begrüßung
, Prof.Dr.Philip Kunig, Prof.Yoshiki Kurumisawa
11:30-12:30 Masato Takahashi: „Demokratische Legitimation der Verwaltung in Bezug auf das Vorsorgeprinzip“ Kommentator: Prof.Dr.Ph.Kunig.
14:00-15:00 Azusa Fujimaki: „Die gegenwärtige Lage nach dem japanischen WEG“
Kommentator: Prof. Dr.Martin Häublein .

15:00-16:00	Taro Maeda: „Neuansblick in das Zurechnungssystem der deliktischen Haftung des Unternehmens im japanischen Recht“ Kommentator: Prof.Dr.Detlef Leenen
16:30-17:30	Hitomi Aoki: „Über die Vormundschaft für Volljährige in Japan“ Kommentator: Prof.Dr.Detlef Leenen
17:30-18:00	Vorbesprechung über die Themen in der Diskussionsrunde
18:00-	Empfang
Dienstag, 11. März 2008	
9:30-11:00	Diskussionsrunde „Juristenausbildung in Deutschland und Japan“ Prof.Y.Kurumisawa, Prof.Dr.Ph.Kunig
11:00-11:30	Kaffeepause
11:30-13:00	Diskussionsrunde „Recht und Gesellschaft in Deutschland und Japan“ im Anschluss gemeinsames Mittagessen. Am Mittwoch, 12. März wird eine Exkursion geplant.

⑧平成20年3月1日、2日に国際シンポジウム『グローバル化時代における法理論創造』を開催し、イニシアティブの活動の総括を行った。当日のプログラムは表9のとおりである。この国際シンポジウムの準備を1年前から開始した。外国からの招聘教授の主要著作を各ゼミで講読、検討し、シンポジウムでの各報告者のコメントを、ゼミに参加した学生が行い、討論の論点を提示した。

表9. 国際シンポジウムプログラム

「グローバル化時代における法理論創造 —法学研究者像の探求と研究者養成」

1日目[3月1日(土)]

9:00	開会の辞 曾根 威彦 早稲田大学法学研究科長 主催者挨拶 土田 健次郎 早稲田大学常任理事 主催者挨拶 上村 達男 早稲田大学法文学部学術院長
9:25	日本における法律学の発展と法学研究者養成 ①星野 英一 東京大学名誉教授 講演「日本における法律学の発展と法学研究者養成(1)」 ②藤岡 康宏 早稲田大学教授 講演「日本における法律学の発展と法学研究者養成(2)」
10:45	英米法の視座から ③Martin Loughlin ロンドン大学 LSE 校教授 講演「飛翔のための源流の探求：公法の再発見にむけて」 指定討論者 小川 祐之 ~質疑応答
	昼食

13:30	エディンバラ大学 Neil MacCormick 教授インタビュー 上映 (前編)「私の法理学の歩み」
14:00	④Lawrence Friedman スタンフォード大学教授 講演「法理論と法の社会的研究」 指定討論者 原口 佳誠 ~質疑応答
15:30	日本法の視座から ⑤内田 貴 前東京大学教授 講演「日本における法律学の発展と法学研究者養成(3)」 質疑応答
17:30	1日目総括の質疑応答 終了

2日目[3月2日(日)]

9:20	2日目を始めるに当たって 鎌田 薫 早稲田大学法務研究科長
9:30	大陸法の視座から ⑥Pierre CROCQ パリ第2大学教授 講演「法創造と法学教育における法理論と法実務の関係：フランス担保法の近時の発展を例として」 指定討論者 大橋 麻也 ~質疑応答
10:45	⑦Jan Schröder テュービンゲン大学教授 講演「18世紀以降のドイツにおける法理論・法曹養成・法実務の関係」 指定討論者 高橋 雅人 ~質疑応答
	昼食
13:30	エディンバラ大学 Neil MacCormick 教授インタビュー 上映 (後編)「私の法理学の歩み」
14:00	中国法の視座から ⑧梁 慧星 中国社会科学院教授 講演「中国の法学教育と研究者について」 指定討論者 長 友昭 ~質疑応答
15:30	法理論創造の未来像 —総括— 総括討論 座長 戒能 通厚 早稲田大学教授 コメンテーター 石部 雅亮 大阪市立大学名誉教授 水林 彪 一橋大学教授 各国報告者 閉会の辞 曾根 威彦
17:30	終了



写真4. 国際シンポジウム



写真5. ベルリン自由大学でのワークショップ参加者

(2) 教育プログラムの成果

以上のプログラム実施を通じて得られた成果は、以下のとおりである。

①法学理論教育の二つの授業は、専攻・専修の枠組みを超える横断型の科目設置として初めての試みだったが、選択科目であるにもかかわらず、多くの学生に高い関心をもって受け入れられた。修士課程の学生のみならず、博士課程の学生も参加した。学生の評価も高く、継続実施を望む声が大きかった。

②英語、ドイツ語、フランス語の語学向上プログラムも、それぞれ延べ42名、24名、19名が参加し、学生の需要が高いことがわかった。

③博士論文海外リサーチ支援プログラムの実施によって、プログラムがなければ敢えて海外に出ることがなかったであろう学生が、海外の研究者、研究機関を訪ねることによって、貴重な研究上のコンタクトを得ることができ、将来の研究に繋げる可能性を開くことができた。また現地でなければできない実態調査の成果は、博士論文のクオリティ・オリジナリティを保証するものとなることが期待される。

④海外でのワークショップは、特にドイツへの参加学生にとってはかなり高いハードルを超えることを要求するものだったが、相手大学の教授スタッフの好意にも支えられて、他では体験できない貴重な機会となった。今後は、語学力向上プログラムの成果とあいまって、より多くの学生の参加が可能となるものと思われる。

⑤招聘研究者によるセミナーは、比較法研究所における講演会等と相違し、比較的少人数の参加者に

よる研究会として実施した。学生に対してより身近に海外の研究者と接する機会を提供できたと考える。

⑥「法学理論」教育プログラム研究会、国内シンポジウム、国際シンポジウムを通じて追及した論点は多岐に及ぶが、中でも法理論と法実務の関係のあり方を中心として議論を展開した。その成果の一つが、法理論と法実務の相互関連の三層構造という階層的思考である。両者の関連は、法理論が、法実務の携わる現実問題に直接に解決策を提示するレベル、このレベルにおける両者の関係を対自化、相対化、普遍化するレベル、さらに実定法制度の存在基礎そのものを問うレベルの三層があり、それぞれの関連の区別と、有機的編成が法学教育にとって重要であることを明らかにした。この知見を法学研究科での研究教育に活用することが、今後の課題となる。

(2) 社会への情報提供

①「法学理論」教育プログラム研究会での討議を要旨としてまとめ、その都度ホームページに掲載した。研究成果を『法理論創造時代における研究者養成 2006』および『法理論創造時代における研究者養成 2007』の2冊にまとめ、関係機関、個人に配布した。

②国内シンポジウムの成果を報告書『法学理論教育と研究者養成 一課題と実践一』にまとめ、関係機関、個人に配布した。

③国際シンポジウムの成果を『グローバル化時代における法理論創造 一法学研究者像の探求と研究者養成一』としてまとめ、関係機関、個人に配布した。

④「法学の基礎Ⅱ」の授業を、テキスト『法学研究の基礎 法的責任』にまとめ、学生を中心に配布した。

⑤博士論文海外リサーチの成果を、ホームページに掲載した。

4. 将来展望と課題

(1) 今後の課題と改善のための方策

全般的に、本プログラムで目指そうとした目標は、2年で達成できるような課題ではない。これを契機に長期的な視野をもって継続していくことが、何より重要な課題と認識している。反省点としては、プログラム展開が主として教員によって主導され、学生による事業参加が低調だったことである。今後は学生の主体性を引き出しながらのプログラム実施を課題としたい。

さらに本イニシアティブでの研究の成果の一つである、前記の法の三層構造の知見を研究教育に活用することが課題となる。

そのための方策の一つとして、今後は研究者養成を核としながらも、法学の学位を持つ、高度法律専門職の養成をも課題として掲げ、司法試験に合格した法科大学院卒業者のみならず、法曹資格をすでに持つ者、国際公務員等を対象に博士論文執筆指導を展開する。そのことを通じて教育研究の現場そのものに、実務と理論の交流の要素を組み込むことを目指す。主として第一層において教育を受けてきた法科大学院学生、実務家に対し、第二、第三層での教育を組み合わせることにより、法理論が持つ意味を広い視野から認識できる学識実務家を養成し、社会に輩出する。逆に社会の広範な分野で活躍する実務家を博士後期課程に在学させることにより、現実問題への鋭敏な感覚を持った法理論家が育つ環境を用意する。法理論と法実務のあるべき関係を、常に反省しつつ実務活動と研究活動を展開でき、その知識と経験を次世代に繋げうる担い手の養成の場として、法学研究科を位置づけていく。

(2) 平成20年度以降の実施計画

イニシアティブのプログラムを発展的に継承するため、以上の課題を中心とする「大学院教育改革」のプログラムに申請した。採択の如何にかかわらず、イニシアティブの継承を目指す。各種プログラムのうち、①コースワーク自体に組み込むことが適当なもの、②大学予算の枠の中でプログラムとして手当てされうるもの、③これから外れるものを精査し、③のプログラムについては、適宜外部資金の調達を通じて継続していく。

「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会における評価

【総合評価】

- 目的は十分に達成された
 目的はほぼ達成された
 目的はある程度達成された
 目的は十分には達成されていない

〔実施（達成）状況に関するコメント〕

グローバル化による社会変動に対応できる、新たな法理論を創造する能力を備えた法学研究者を養成するという目的に沿って、法学の基礎Ⅰ・Ⅱの科目の新設、語学力向上プログラムの実施、「法学理論」教育プログラム研究会の活動、博士論文海外リサーチ支援プログラムの実施などの活動は活発に展開されており、大学院教育の実質化に大きく貢献している。また、三層構造という階層的思考の重要性を認識させた研究会・シンポジウムの開催などは、一定の波及効果が期待できる。

情報提供については、法学研究科内の専用ホームページ、研究会討議、シンポジウムを取りまとめた報告書等を通して着実に行われている。

本教育プログラムの実施を踏まえ、課題として挙げられている学生の主体性を引き出す方策や、法の三層構造の知見の教育への活用について検討することにより、自主的・恒常的な展開を図ることが望まれる。

（優れた点）

- ・「法学理論」教育プログラム研究会や国内、国際シンポジウム等を通じて、法理論と法実務の相互関連の三層構造という階層的思考の法学教育における重要性を導き出したことは、本教育プログラムの成果として評価できる。

（改善を要する点）

- ・本教育プログラムの展開が教員主導であり、大学院学生の参加が低調であったことを課題としており、これに対応するため、これまでの教育の成果の検証等を踏まえ、大学院学生が意欲をもって主体的に参加する工夫の具体化に向けた検討が必要である。
- ・法の三層構造の知見を研究教育に活用することは、今後の課題であるが、同時にそこで示される「法実務」の内容については、実務家を交えたより精細な分析が望まれる。